

家庭における老人扶養の問題について（中国の現状）

岡田太造

1. 中国の人口高齢化の状況

中国の総人口は、1990年第4次人口調査の結果によると、11億3,368万人であり、このうち60歳以上老人人口は既に1億人（全人口の約9%）に達していると推計されている。また、今世紀末には60歳以上人口は1億3,000万人（全人口の10%）に達し、2040年には3億6,000万人（全人口の22%）に達することが予測されている¹⁾。

これら老人のうち、一部の身寄りがなく生活を送るために他人に頼らざるを得ない者は、国家、企業等の援助を受け、老人ホームに入所する等により生活している。福祉施設に入所している老人は約32,000人（1988年）²⁾、老人ホーム（敬老院）に入所している老人は392,000人（1988年）³⁾となっている。また、農村において社会的に扶養されている五保戸のうち、老人は約2,243,000人となっている⁴⁾。

中国においては、老人は一部の身寄りのない者が国家の援助を受けて生活している以外は子供による扶養に頼って生活しているのが実態であり、老人扶養はほとんど家庭が担っている。

家庭が老人扶養の役割を担うのは、封建社会からの伝統的習慣である。しかし、近年に入り、1949年の中華人民共和国設立後、一時農村に

おいて人民公社、生産大隊等の一家庭の枠を越えた集団による生産方式が採用されたこと、計画生育の実施による子供の数の減少、経済における開放改革政策の実施等の原因により、家庭を取り巻く経済的社会的環境が大きく変化している。こうした状況を背景に、一部家庭において子供が両親の扶養を拒否したり、老人に対する虐待、権利侵害が発生しており、家庭における老人扶養の問題が社会問題として取り上げられるようになっている。

本稿は、こうした家庭における老人扶養の問題について、主として人民日報、中国社会報に掲載された記事、論文をもとに、最近の状況について紹介することを目的とする⁵⁾。

2. 老人に対する虐待及び権利侵害の状況

本年1月15日の人民日報に遼寧省のある農村の老人が子供から虐待されている例が掲載されているので簡単に紹介する⁶⁾。79歳のこの老人は、早くに妻に先立たれ、苦勞の末2人の息子を成人させたが、晩年になって逆にこの子供達から虐待を受けることとなった。次男がこの老人を家から追い出したため、老人は街頭で物乞をして生活していたが、餓えと寒さのために街頭で倒れ、病院に運ばれた。しかし、2人の子供

は老人が治療を受けるためのお金を出さないため、老人は退院させられ、重病のまま家で放置された。その後、誰の看病を受けることもなく、まもなく死亡した。

この他、老人扶養の問題に関するいくつかの調査結果を紹介したい。

(1) 都市における実態—江蘇省南京市の調査⁷⁾

南京市の60歳以上老人の数は50万人で全人口の10%以上となっている。更に、この割合は毎年0.3%の割合で増加している。市内128の街道⁸⁾及び企業事業機関⁹⁾で60歳以上老人に対して調査を実施したところ、調査対象となった2,100人中子供との関係が良くなく虐待されている老人は336人(16%)で、このほか孤独感を感じている老人が147人(7%)いる。

老人が虐待を受け、孤独感を感じる主要な原因としては、まず多くの子供達が法制観念に乏しく、合法的に受けるべき権利を侵害していることが挙げられる。一部の青年は、父母は病気がちで汚く、「財布」も空になり、家庭の荷物となっていると考え、老人扶養の義務を果たさず、老人を虐待している。ある服装工場では21名の60歳以上の退職老人がいるが、このうち5名は子供による扶養が受けられず、また、2名は子供に遺棄されている。86歳の姚老人は病気で寝たきりになったが、子供と嫁はその面倒をみず、治療も受けさせない。水を欲しがっても水を与える、食事を欲しがっても食事を与えず、尿便はベッドに垂れ流しになり、誰にも相手にされない。子供は新しいアパートに引っ越したが、老人はそのまま残された。老人は悲観し、自殺しようとしたが、幸いに隣人に発見され、事なきを得た。

もう1つの原因是、金銭価値を第1とする価値感の影響であり、老人の財産権や居住権を侵害する事例が多く発生している。ある機械工場の王老夫人は、長年貯めてきたものをすべて娘に与えたが、娘はこれに満足せず、老人に無心をし、老人の結婚の記念である銀のプレスレットまで取り上げた。彼女は家を追い出されて、農村の親戚の家で生活している。ある商店の74歳の老人は、もともと孫と一緒に生活していたが、孫が結婚したため、部屋を追い出されて廊下で寝起きし、「流浪者」のような生活をしている。また、ある街道では、今年、部屋の取り合いから、子供が老人に怪我をさせるという事件が2件も発生している。

(2) 農村における実態(一) 江西省永修県の調査¹⁰⁾

江西省永修県5つの郷村¹¹⁾の100名の60歳以上老人を対象に調査したところ、老人の生活保障は経済の発展に伴い著しく向上し安定した老後生活が営めるようになっているが、家族を基礎とする生産請負制の実施により高齢者扶養の問題が新たに発生しているとし、具体的に次の点を指摘している。

- ① 人口に占める老人の割合が大きい。調査対象となった4つの郷村の181人のうち13.9%が老人である。
- ② 老人の身体状況が劣る。92%の老人が何らかの疾患を有している。
- ③ 老人の生活水準が低い。昨年の全県の1人あたり平均収入は580元。100人の60歳以上の老人のうち全県平均に達するものは僅か5人に過ぎず、その他の老人は一般住民より生活水準が低く平均200~300元となっている。

④ 老人の扶養の問題が深刻。100人の老人のうち72人が子供により扶養されている。そのうち45人は嫁との関係がうまく行っていないため別居している。また、扶養してくれる子供のいない28人の老人の生活は大変困難である。

（3）農村における実態（二）江蘇省響水県の調査¹²⁾

響水県は経済発展の遅れた地域であり貧しい農村である。全県の11万戸の農家のうち、扶養すべき老人を抱えている家庭は23,400戸、老人数は34,100人である。このうち扶養の状況が大変良いものは10%，比較的良いものは25%，普通のものが50%，比較的悪いものが14.4%，扶養義務を子供が果たしていないものが0.6%となっている。

調査によると、この地域の老人扶養に関し、次の4点が大きな問題点となっている。

① 経済上の保障がなく、衣食住及び医療の条件が劣る。この地域の農村の老人は教育をあまり受けておらず、若いときに農作業に従事し、歳をとり労働能力を失うと経済的には子供に頼らざるを得ない。また、子供達の一部には老人の衣食住及び病気予防に十分な関心を払わず、ただ老人の簡単な生活を維持しているだけである。このため、老人は病気になったときに適時に適切な医療を受けることができず、小さな病気がしづしば大病となってしまう。また、子供達の間で扶養の責任を押しつけ合うため、簡単な生活をするための経済的保証さえも得られないことがある。

② 生活上の介護が不十分で、飲食起居に他人の介護が得られない。農村の老人の中に

は障害があり、日常生活に不便をきたす老人がおり、子供達の介護に頼ることが必要である。しかし、子供達の中にはこうした老人の面倒をみず、見てみぬふりをする者もいる。

③ 精神的安定が得られない。農村の老人は子供、孫達と膝を交えて親密な生活を送ることを楽しみとしているが、子供達の一部には、老人と別居し平素から関心を持たないばかりではなく、お正月さえも一緒に過ごさうとしない者もいる。

④ 倫理に反する老人虐待を受ける老人もいる。ごく少数の農村家庭では、子供が老人を扶養する義務を負うことを嫌がり、村の機関や近隣の仲介、説得により嫌々義務を果たしているケースがあり、ことある毎に老人を殴ったり罵ったりする者もいる。なかには、老人の扶養を拒絶する者もあり、老人は物乞いをして生活している。

（4）老人扶養の問題を起因とする家庭紛争の状況¹³⁾

老人の合法的権利侵害に関する提訴が増加している。全国法院（裁判所）が審理した虐待案件は1979年に887件であったものが、1989年には1,640件に増加している。湖南省の12の市及び地¹⁴⁾の調査によると、1988年から今までに発生した老人の虐待、老人遺棄事件は2,321件で、このうち350件は老人が子供に遺棄された案件である。

老人の合法的権利侵害に関する提訴のうち、扶養問題が最も多い。湖南省湘潭市で最近1年余の期間に発生した、子供が老人を扶養しないことによる紛争案件は1,400件余にも上っている。同市近郊のある村では6.7%の老人は扶養

の保障がなく、63%の老人の衣食住の水準は子供達より低い。1987年に山東省臨沂地区では老人扶養をしないことによる紛争が4,118件発生し、民事紛争の6.9%を占めていた。これが1989年には4,962件となり、民事紛争に占める割合は8.2%に増加している。1989年に天津市の各レベルの法院が受理した、老人が扶養を受けられないことに関する案件は1,134件で、1986年に比べ62.9%増加している。また、上海市崇明県で1989年に発生した老人の非正常死亡例135例のうち79例は扶養が受けられないと自殺したものである。

3. 老人扶養の問題発生の原因分析

以上述べてきた老人の扶養の問題発生の原因是、種々分析されているが、これらを大きく4つに分けることができる。4つとは、①社会価値観、倫理観の変化、②家庭機能の低下、③経済的理由、④法制度上の問題である。以下各々詳細に述べてみたい。

(1) 社会価値観、倫理観の変化

生産力の発展と家庭における老人の立場の変化に着目して分析されている¹⁵⁾。

言うまでもなく、中国においては伝統的に老人はその子孫から尊敬され、敬愛されてきた。道徳観念的にも「孝道」が提唱され、敬老は崇高な道徳観念であった。この道徳観は、生産力が低く、科学技術の発展していなかった封建社会に育まれたものである。自然経済を中心とする農村地域においては、生産技術が経験豊富な年長者から若い世代へと引き継がれていた。こうした社会では高齢者は家庭、集落等の長としての立場やその豊富な経験により尊敬されてき

た。また、封建社会の歴代の統治者も敬老の道徳を提唱し、老人の扶養を敬老の道徳に基づいて家庭で行われることにより、社会の安定を図ろうとしてきた。このような倫理道徳観が崩壊し始める最も重要な原因是、科学技術の進歩、生産力の発展である。科学技術の進歩は、それを利用した農業生産力の飛躍的発展をもたらし、老人から豊富な経験を継承されなくとも、書物、放送等を通じ必要な知識が得られるようになった。このため、老人は他者より優越的な立場を保持できなくなり、家庭、社会における地位が次第に低下する。老人は役割が低下したことにより失落感を感じ、また、若者は老人を軽視するようになる。

また、価値観の変化の原因を商品経済の発展に求めている分析もある¹⁶⁾。近年の商品経済の浸透により、金銭が他の何よりも重要であると考える『一切向錢看』との価値観が中国社会に深く浸透してきている。こうした金銭的利益の原則が一般家庭に浸透したため、教養程度の高くなない一部の農民の倫理道徳観念に片寄った変化が生じている。道徳の重視から金銭を重視するようになり、義務履行の重視から自身の享受を重視するようになっている。こうした価値観を持つ若い世代の一部の者は、老人をお金を稼ぐ能力のない消費するだけの存在として金銭的観点からのみ捉え、老人を虐待する。

更に、現在老人を扶養すべき若い世代は、文化大革命による伝統的養老、敬老美德を軽視する中で成長しており、文化大革命終了後も敬老の思想を啓蒙する運動も行われておらず、自然にこれらの世代の一部には老人扶養義務に関する倫理感が欠落するようになった点も指摘されている¹⁷⁾。

こうした状況を背景に、中国社会では社会的

価値観、倫理観の変化が徐々に起こってきていくと考えることができる。本稿で取り上げている老人扶養の問題も、こうした変化の1つの現われであり、伝統的な敬老倫理が一部の者には欠けることとなり、社会問題化していると考えることができよう。

もう1つの見方として、世代間の価値観、倫理観の相違を取り上げる論者もいる¹⁸⁾。これまで述べてきた社会価値観、倫理観の変化は主として若い世代に生じているものであり、老人本人はこうした変化を受け入れられず、依然として伝統的な価値観に基づいて生活している。できるだけ新しいものを取り入れようとする若い世代の行動様式と、昔からの伝統的行動様式を守ろうとする老人世代の行動様式は相入れず、若い世代にとってみれば古いものにしがみつこうとする老人世代を尊敬よりはむしろ軽んずるケースが多くなるものと思われる。例えば、農村の老人は勤勉に労働をし一生を過ごしてきた。その消費傾向は儉約型であり、これに対して若い世代は浪費型である。若い世代の中には老人の儉約を吝嗇と捉え、また、稼いだ金銭を自分の消費のためだけに使いたいため老人を無用のものとして考える者がいる。

（2）家庭の老人扶養機能の低下

家庭の老人扶養機能の低下に着目した分析も行われている¹⁹⁾。

家庭扶養は歴史的に最も普遍的で基本的な老人扶養の形態であった。自給自足の自然経済では、老人は一家の長として尊敬され、土地や財産の当然の所有者として、農業生産の生活において支配的な立場にあった。加えて、機械化されていない農業生産方式においては労働力の量が重要であり、このため数世代の直系家族及び兄

弟が結婚後に共同生活をする大家族制が一般的であり、老人扶養においても好条件であった。

しかし、中華人民共和国成立以降、経済的、社会的に大きな改革が行われ、これに伴い家庭の機構も変化を受け、家庭の老人介護機能も弱まりつつある。こうした家庭の変化は、次のように現われている。

① 家庭規模の縮小、核家族の増加。土地などの生産手段の公有化が行われるに従って、家庭と生産手段との直接的関係が絶ち切られた。生産単位が家庭から社会に変化する中で、家庭成員の独立意識が増強され、大家族制度の有していた優位性が消滅する。家庭規模は次第に縮小し、小家庭や核家族が増加する。統計によれば、中華人民共和国成立前に於て5.38人であった家庭の平均員数は1955年に4.47人となり、1982年には4.41人、1987年には4.23人に縮小している²⁰⁾。家庭構成においても大きな変化が現われ、小家族及び核家族が増加している。1982年に5人以上の世帯は46.35%であったものが、1987年には40.17%へ減少している。都市においてはこうした変化が顕著で、小家族及び核家族が既に71.72%を占めるようになっている²¹⁾。こうした家庭の規模及び構成の変化は、家庭の老人扶養能力を低下させている。

また、計画生育政策の推進も家庭の規模縮小に大きな影響を与えており、将来的にはより少ない子供がより多くの老人を扶養しなければならない状況が出現することが予測される。

② 父権家庭が次第に消失し、老人の家庭における地位が低下しつつある。子供達が成人以降、経済的に独立するため、老人は家

庭における生産活動の支配的地位を維持することができなくなっている。他方、若者は多くの本を読み、社交関係も広く、新しい事物を早く吸収するのに対して、老人は比較的教養の程度が低く、交流の範囲も狭く、新しい事物への対応も遅い。こうした世代間の溝が現われるに従って、老人は次第に家庭における権威を失っていく。四川省重慶市のある工場では昨年1,858人の退職職員の子供と父母の関係について調査したところ、良好な状態にあるものは僅か12.8%，一般的とするものは78.8%，緊張関係にあるとするものは8.4%となっている。

③ 労働者の移動時間が長く、老人の面倒を見る時間がない。都市では家庭と職場との空間的距離が遠くなり、朝早く出かけ夕方遅く帰ってくるという生活が普通となり、若い父母は仕事、生活、子供の養育に追われ、老人の介護をする時間がなくなっている。

④ 韶水県の調査においては、農村において労働力の移動により同様に家庭の伝統的養老習慣が崩壊しつつあることが指摘されている。一部の男性労働力が農村から都市に出稼ぎに出ている。出稼ぎに出ている家庭では女性が、子供の面倒、家事の切り盛り、更に農作等をしなければならない。これに加えて老人の面倒を見ることになるため、どうしても老人の生活介護が疎かになってしまう。

こうした家庭機能の低下は不可逆的でもとにかく戻ることは難しい。社会が安定的に発展するためには、家庭が失いつつある老人の扶養機能を補うため、扶養の社会化が行われることが必要

である。老人扶養の社会化の内容としては、国家、地方政府、企業等により老人に収入保障及び福祉サービスが提供されることである。老人の扶養のシステムにおいて家庭の老人扶養における割合が少なくなれば、社会の役割がそれに応じて増加すべきである。もしさうでなければ、老人扶養の体系の中で空白が生じ、老人扶養に関する社会問題を発生させることになる。しかし、現実には家庭の老人扶養機能喪失のスピードに機能補完の発展のスピードが遠くおよばないため、両者の間には必要な調整が行われなければならない。

老人扶養の内容から見ると、家庭の老人扶養には、①経済上の扶養、②生活上の介護、③精神上の安定が含まれる。家庭の老人扶養機能喪失の程度は、地域、家庭の状況等により相違する。都市や一部の裕福な農村においては、収入保障は既に国家あるいは企業等により保障されており、老人が家庭扶養として最も必要としているのは生活上の介護と精神上の安定である。一方、大多数の農村では、老人が最も必要としているのは経済上の保障である。

(3) 経済的理由

経済的な理由としては、次の点が指摘されている。

① 農業生産への養老資金投入の問題²²⁾。農村においては、農民一般に農業生産量を向上させるため、老人を扶養するための資金を投入するケースがあり、このために老人の生活水準の低下を招いている。

② 生活消費物品の価格上昇の問題²³⁾。近年生活消費財の価格の上昇に伴い、都市に戸籍を有するものには、副食の補助が与えられているが、老人は農村に戸籍があるた

め、こうした副食補助が与えられていない。このため、過去に裁判所などの調停で決められた扶養費では生活することが困難となり、老人は子供に生活費の増額を要求せざるを得ず、紛争の原因となっている。

③ 住宅の問題²⁴⁾。一部の地域では住宅事情が悪く、加えて老人は子供の結婚により、良い部屋を子供に明け渡し、どんどん狭い部屋に移っていき、最後は廊下に住んでも問題が解決できなくなる。上海市のある地域では所轄区内の367人の老人のうち13件の紛争が住宅の問題を起因としている。

（4）法制度上の問題

法律の規定において、老人の扶養義務については次の様な規定がある。憲法においては、「老人は物質的援助を受ける権利を有する」と規定されている。『婚姻法』15条においては、「子供は父母を扶養する義務を有する」、「子供が扶養の義務を負わないときには、労働能力をなくし生活困難に陥っている父母は、子供に対し扶養費の支払を求める権利を有する」との明文規定がある。また、刑法には「老人、（中略）に対して扶養の義務を負いながら扶養を拒否し、情状の劣悪な者に対し、5年以下の有期懲役、拘留もしくは監視に処す。」との規定がある。

① 一部の青年には父母を扶養することはすべての国民の法律上の義務であることを理解せず、父母の遺産を継承しなければ扶養しなくともよいと考えている。逆に、一部の老人には子供に扶養を要求することが法律上与えられた権利であることを理解できず、子供達が扶養してくれないことを家の恥と考え、その苦痛を耐えているケースも

ある。こうしたケースは一旦紛争として表に出るとその確執が激化することがある²⁵⁾。

② 老人の合理的権益の保護に関し、法律が厳格に執行されないため、問題が拡大するケースもある。すなわち、司法機関の中には、老人に対する虐待、老人の遺棄の問題を一般の家庭紛争と同様のものと考え、見てみぬふりをしたり、相手にせず、押し返したりすることがある。上海市のある例では、退職技師は長年にわたって子供からの虐待を受けてきた。何度も関係機関に訴えたが、一度も相手にされたことがなく、ある日、逆に子供を殴り重症を負わせ、警察に自首したという悲惨な例もある²⁶⁾。

③ 老人の合法的権利の侵害に関する事案の審査に当たっては、困難が多い。憲法や関係法律は老人の合理的権利が保護されるべきことを規定しているが、実際の運用に当たっては、明らかに刑事法規に触れるようなケースは処理が容易であるが、ほとんどの場合は刑事法規には触れないが老人の生活、心身の健康に直接の影響を与えるケースであり、これらについて具体的な規定がないため、その処理に困ることがよくある²⁷⁾。

4. 具体的な解決策の提案

以上見てきたとおり、老人扶養の問題は中国社会の一部において大きな社会問題となっている。また、この問題は今後中国の経済の発展、計画生育の推進、家庭規模の縮小、家族構成の変化、社会価値観の変化等により、今後その問題が拡大することが予想される。

では、この問題にどのように対処しようとしているのか、具体的提案を紹介したい。

① 道徳倫理の啓蒙

最も重視されているものは社会的な道徳倫理の啓蒙である²⁸⁾。新聞、ラジオ、テレビその他の宣伝方式を用いて、法律知識の宣伝、普及を図ると共に、敬老、養老の模範的事例を宣伝し、老人の権益を侵害した事例を批判し、広範な世論を形成することが必要であるとしている。こうした宣伝活動を通じて、老人を扶養すべきことが法律的、社会的義務であり、道徳観念及び社会的責任感を醸成し、老人を扶養しないことは恥であるとの社会的な風潮を作り出す必要がある。

② 家庭の老人扶養機能充実

現段階における老人扶養はその社会化が十分進んでいないため、家庭がその最たる主体となっている。扶養の社会化の程度は社会経済の負担受容能力に依存する。現実の中国においては、そもそも人口が多く、経済の基盤も弱い国情に加え、人口の高齢化が急速に進み、そのスピードは経済発展のスピードとアンバランスな状況にあり、今後相当長い期間、老人扶養の社会化を実現するのは困難な状況にある。また、孫子に間まれることによる楽しみなど家庭でなければ得られないものもあるし、家庭における老人扶養という良き伝統もあることから、家庭における扶養の必要性を強調し、その機能低下を抑えていくことが扶養の社会化が未発達な状況においては必要である。また、老人人口の80%は農村で生活しているが、土地の請負制の実施以降、農村家庭は生産能力を回復しており、家庭の老人介護能力を回復、強化することが可能な状況にある²⁹⁾。

家庭での扶養は、中国における老人扶養の主

要な保障形態である。老人扶養にかかる紛争を少なくするために、「老人扶養協定」制度により、子供の経済上、精神上の老人扶養の義務を明確にする試みも行われている。山東省のある鎮³⁰⁾では統一扶養標準として次のようなものを定めている。すべての扶養されるべき老人は毎年、250キロの小麦、10キロの大麦、120元の生活費、150から250キロの冬季用石炭、燃料、住居、疾病治療が保証されること。この基準をもとにして、镇政府は個々の老人を扶養すべき者と扶養内容について合意にいたった。合意にいたる過程では、扶養の問題を抱える家庭について個別に問題の原因及び背景を分析し、扶養義務者との話し合い、学習会等を実施した。頑固に扶養を拒む者については、教育を通しての説得、世論喚起等により、合意に達した。この過程の中で、多くの扶養義務者は扶養義務に対する理解を深め、家庭紛争が大幅に減少した³¹⁾。

③ 社会的な老人扶養制度の整備

社会的な扶養制度は扶養に関する紛争を防止、解決するための重要な措置であり、近年各種の形式の社会養老制度が発展している。各地の経済発展の状況により、ある地域では、養老年金制度が実施され、ある地域では養老保険が実施されている。現在70万人の農民が養老年金を受け、90万人が各種の養老保険に参加している。また、財産贈与と扶養を結び付ける方式も考えられている。即ち、老人は法定扶養者以外の親族などと、扶養を受ける者がその財産の全部あるいは一部を扶養者に贈与し、扶養者は被扶養者の生活の全部あるいは一部の費用を負担する旨の協定書を取り交わし、老後の生活を確保しようとするものである³²⁾。

また、老人扶養の能力を失った家庭に対して

はその代替施設を準備する必要がある。例えば、介護人紹介所、病人介護隊、託老所、老人ホーム、レクリエーションセンターなどの整備を進めることが必要である。最近展開されている社区服務（地域福祉事業）の一環として老人サービスが取り上げられているが、全体的に言うと現在の代替施設、サービスの整備は不十分で、家庭の機能喪失部分を補填するまでにいたっていない。今後積極的に老人福祉事業を展開することが求められている³³⁾。

④ 法制度の充実

老人扶養義務の明確化及び規範化を図るために、法制度の整備を図ることが必要である。現在までに、全国22の省、自治区で老人の権利保護のための地方法規が既に定められ、実施されている。更に国家レベルでの立法により、その法規の権威性、統一性を高めることができる³⁴⁾。

5. 最後に

以上、中国における高齢者問題の一端をご紹介した。現状から見ると、老人扶養の社会化のシステム構築、即ち、社会福祉施策が十分発展していないことが問題を大きくしている最大の要因であると思う。

最近、特に養老年金、保険制度の充実を主とする高齢対策の推進が政府の政策課題となり、真剣な取り組みが行われている。しかし、政策や予算配分のプライオリティから見ると、農業や工業育成による経済発展の推進、経済体制改革の実行に重点がおかれて、こうした社会政策には必ずしも十分なウェイトが置かれているとは考えがたい。したがって、今後とも家庭における老人扶養の機能をどう維持・充実させていくかが引き続き重要な課題となるものと考えられ

る。

注

- 1) 本稿の老人人口推計は、国家統計局人口統計司「我国人口発展趨勢的預測」『中国人口統計年鑑1989』の付表1「我国人口発展趨勢預測的三種方案」の方案二及び付表2「我国人口年齢結構発展趨勢預測的三種方案」の方案二を用いて、推計した。
60歳以上老人人口は、年齢別の第4次人口調査の結果がまだ発表されていない。なお、1987年に行われた全国1%人口抽出調査によると60歳以上老人人口は、905,156人。従って、全体で約9,000万人程度である（1987年）。
- 2) 五保戸とは、老人、孤児、障害者等であって、労働能力がなく、収入源を持たない者を指す。これらの者に対しては、地方政府により、食事、衣服、住居、医療、葬儀の5つの事項が保障されており、このため、五保戸と呼ばれている。なお、五保戸の数は、国家統計局社会統計司編『中国社会統計資料1990』134ページ第12表「1988年各地区城市社会福祉事業単位基本状況」による。
- 3) 前掲書135ページ第14表「集体辦敬老院状況」による。
- 4) 国家統計局農村社会統計司編『中国農村統計年鑑』294ページ「農村五保戸集体供養状況」による。
- 5) 本稿は主として、次の新聞記事及び論文を参考としている。
 - ①趙政文、張延碧「農村老齡工作亟待加強」1990年4月6日『中国社会報』
 - ②鄭德偉「對新時期贍養糾紛的幾點思考」1990年4月13日『中国社会報』
 - ③記事「青州市譚訪鎮辦理“贍養協議公証”」1990年4月20日『中国社会報』
 - ④陳依權、孫明星「簡析農村家庭的代際關係」1990年5月18日『中国社会報』
 - ⑤記事「南京侵害老人合法權益現象屢有發生」1990年6月26日『中国社会報』
 - ⑥李新慧「對新形勢下家庭養老的思考」1990年7月6日『中国社会報』
 - ⑦李成樹「經濟欠發達地區農村家庭養老問題初探」1990年8月31日『中国社会報』

- ⑧王永明「倡導敬養老人的社会風尚」1991年1月15日『人民日報』
- 6) 注5⑧による。
- 7) 注5⑥による。
- 8) 街道は、都市における最小の行政区画。規模から見ると日本の町会程度。各々の街道に人民政府の街道辦事処が設けられ、政府と一般住民とを結ぶ役割を果たしている。
- 9) 企業、政府機関等の組織を「単位」と称している。労働者はこれら単位に所属し、退職後も所属する単位による厚生福利を受けられる。
- 10) 注5①による。
- 11) 農村の最小の行政区画。日本の村より更に小さく、一つの集落程度の規模。
- 12) 注5⑦による。
- 13) 注5⑧による。
- 14) 中国の一般的な行政区画は、省一地一県。市は、省レベルの直轄市（北京、上海、天津）、地レベルの市及び県レベルの市の3通りがある。市及び地あるのは、地レベルの市及び地の意味で、省の下の行政区画を指している。
- 15) 注5④による。
- 16) 注5④⑧による。
- 17) 注5⑦による。
- 18) 注5④による。
- 19) 注5⑥による。
- 20) 中華人民共和国成立前及び1955年は注5⑥による。1982年及び1987年は、国家統計局人口統計司「家庭規模趨於縮小家庭結構發生變化」『中國人口統計年鑑1989』による。
- 21) 国家統計局の前掲発表による。
- 22) 注5⑦による。
- 23) 注5②による。
- 24) 注5②による。
- 25) 注5②による。
- 26) 注5⑧による。
- 27) 注5⑧による。
- 28) 注5のほとんどがこの論点に触れている。
- 29) 農村の行政区画。県と村の中間に位置する区画。
- 30) 注5⑥による。
- 31) 注5③による。
- 32) 注5②による。
- 33) 注5⑥による。
- 34) 注5⑧による。

(ほかだ・たいぞう 在中国日本大使館一等書記官)